

2026年3月13日

# 東海楽光ファルコ ンズ運営規定

東海楽光ファルコズ野球団株式会社

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

本規定は、東海楽光ファルコンズおよびその運営主体である 東海楽光ファルコンズ野球団株式会社の独立性・永続性・不可侵性を確保し、JCBPL の中立性、公平性および文化的使命を守ることを目的とする。

## 第2章 運営主体の独立性

### 第2条 (運営主体)

東海楽光ファルコンズの運営主体は、楽光グループ株式会社 (rakous) の完全子会社である 東海楽光ファルコンズ野球団株式会社とする。

外国法人、外国資本、外国政府、外国系ファンドその他これに類する主体は、球団の運営権・所有権・管理権を一切取得できない。

国内企業による所有は許可されるが、運営主体の変更・譲渡は本規定により禁止される。

### 第3条 リーグの不関与原則

#### 第3条 (リーグの関与範囲)

JCBPL および日本児童野球保全機構 (非営利部門) は、球団の経営・財務・人事・選手契約・編成・育成方針その他の 経営判断には一切関与してはならない。

ただし、リーグが関与できる領域は NPB と同一 とし、以下に限る：

- 試合運営 (審判、規則適用)
- 安全基準
- 医科学的プロトコル
- ドーピング規定
- リーグ共通制度
- 興行日程の調整
- 放映権・配信権のリーグ一括管理
- 球場設備に関する最低基準の設定

これらは競技の公平性維持のために必要な範囲であり、球団の経営判断に影響を与えてはならない。

## 第4章 情報遮断

### 第4条（非営利部門との情報遮断義務）

球団運営主体および球団関係者は、非営利部門と以下の情報を共有してはならない：

- 経営
- 財務
- 人事
- 選手契約
- 編成
- スカウティング
- 育成方針
- 事業戦略

非営利部門の役職員は、球団運営に関する情報の取得・閲覧・分析・助言・示唆を禁止する。

球団と非営利部門の間には、**物理的・電子的・組織的チャイニーズウォール**を設置し、第三者監査機関が常時監視する。

## 第5章 利益相反の禁止

### 第5条（利益相反禁止）

球団運営主体の役員・従業員は、非営利部門との兼務を禁止する。

非営利部門の役職員は、球団運営主体および**楽光グループ株式会社（rakous）**との取引・契約・投資・出資・融資・保証その他一切の経済的関与を禁止する。

球団は、国内企業との広告契約・スポンサー契約・放映権契約・物販・興行など**営利活動を自由に行うことができる。**

ただし、楽光グループ株式会社との取引においても不当な優遇は禁止し、すべての契約は第三者監査機関の監査対象とする。

## 第6章 不可譲渡性・不可売却性

### 第6条 (不可譲渡性)

東海楽光ファルコンズは、以下の行為を一切行うことができない：

- 譲渡
- 売却
- 移転
- 合併
- 吸収
- 分割
- 株式譲渡
- 事業譲渡
- 資産譲渡
- 経営権移転

球団の名称・ホームタウン・知的財産・運営権その他すべての権利は、東海楽光ファルコンズ野球団株式会社

## 第7章 不可解散性・永続存続義務

### 第7条 (不可解散性)

東海楽光ファルコンズは、解散・清算・休止・活動停止など球団の消滅につながる行為を一切行うことができない。

運営主体に重大な支障が生じた場合、楽光グループ株式会社は直ちに新たな完全子会社を設立し、球団の権利義務をすべて承継させる。

球団の永続性はリーグの文化的使命の根幹であり、例外を認めない。

## 第8章 監査・罰則

### 第8条 (監査)

球団運営に関する意思決定プロセスはすべて記録・保存し、第三者監査機関の監査対象とする。

情報遮断措置および利益相反防止措置は、第三者監査機関が常時監視する。

## 第9条（罰則）

本規定に違反した場合、関係者はリーグ規程における最重度違反として扱い、永久資格停止を含む厳罰を適用する。

違反の疑義が生じた場合、リーグは直ちに第三者機関による調査を受け、その結果を公開する。